

議案第 39 号

令和 8 年度

後期高齢者医療事業特別会計予算書

第 1 表 歳入歳出予算

京都府京丹後市

議案第 39 号

令和 8 年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 8 年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 102, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200, 000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 險 料		790,342
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 険 料	790,342
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
4 繰 入 金		306,903
	1 一 般 会 計 繰 入 金	306,903
5 繰 越 金		1,514
	1 繰 越 金	1,514
6 諸 収 入		3,191
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	50
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,510
	3 市 預 金 利 子	1
	4 雑 入	630
歳 入	合 計	1,102,000

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	本年度予算額
1 保 險 料	790,342
2 使 用 料 及 び 手 数 料	50
4 繰 入 金	306,903
5 繰 越 金	1,514
6 諸 収 入	3,191
歳 入 合 計	1,102,000

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額
1 総 務 費	13,442	18,269
2 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1,084,245	1,048,020
3 保 健 事 業 費	1,247	1,247
4 公 債 費	40	40
5 諸 支 出 金	2,510	2,510
6 予 備 費	516	914
歳 出 合 計	1,102,000	1,071,000

2 歳 入

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
1	保険料	790,342	758,376	31,966
	1 後期高齢者医療保険料	790,342	758,376	31,966
	1 特別徴収保険料	525,484	497,424	28,060
	2 普通徴収保険料	264,858	260,952	3,906
2	使用料及び手数料	50	50	0
	1 手数料	50	50	0
	1 督促手数料	50	50	0
4	繰入金	306,903	303,758	3,145
	1 一般会計繰入金	306,903	303,758	3,145
	1 事務費繰入金	14,050	15,164	△1,114
	2 保険基盤安定繰入金	292,853	288,594	4,259
5	繰越金	1,514	1,912	△398
	1 繰越金	1,514	1,912	△398
	1 繰越金	1,514	1,912	△398
6	諸収入	3,191	6,904	△3,713
	1 延滞金加算金及び過料	50	50	0
	1 延滞金	50	50	0
	2 償還金及び還付加算金	2,510	2,510	0
	1 保険料還付金	2,500	2,500	0
	2 還付加算金	10	10	0
	3 市預金利子	1	1	0
	1 市預金利子	1	1	0

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 特別徴収保険料現年度分	525,484	特別徴収保険料現年度分	525,484
1 普通徴収保険料現年度分	263,858	普通徴収保険料現年度分	263,858
2 普通徴収保険料滞納繰越分	1,000	普通徴収保険料滞納繰越分	1,000

1 督促手数料	50	督促手数料	50

1 事務費繰入金	14,050	事務費繰入金	14,050
1 保険基盤安定繰入金	292,853	保険基盤安定繰入金	292,853

1 前年度繰越金	1,514	前年度繰越金	1,514

1 延滞金	50	延滞金	50
1 保険料還付金	2,500	保険料還付金	2,500
1 還付加算金	10	還付加算金	10
1 預金利子	1	預金利子	1

004 後期高齢者医療事業特別会計

款 項 目		本 年 度	前 年 度	比 較
4	雜入	630	4,343	△3,713
	1 滯納処分費	1	1	0
	2 雜入	629	4,342	△3,713

節		説 明	
区 分	金 額		
1 滞納処分費	1	滞納処分費	1
1 雑入	629	京都府後期高齢者医療広域連合連携強化事業補助金 京都府後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金	179 450

3 歳 出

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
1	総務費	13,442	18,269	△4,827			13,442	
	1 総務管理費	9,414	14,559	△5,145			9,414	
	1 一般管理費	9,414	14,559	△5,145			9,414	
		繰入金					9,414	
		事務費繰入金					9,414	
	2 徴収費	4,028	3,710	318			4,028	
	1 徴収費	4,028	3,710	318			4,028	
		使用料及び手数料					50	
		督促手数料					50	
		繰入金					3,799	
		事務費繰入金					3,799	
		諸収入					179	
		京都府後期高齢者医療広域連合連携強化事業補助金					179	

2	後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,084,245	1,048,020	36,225			1,083,195	1,050
	1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,084,245	1,048,020	36,225			1,083,195	1,050
	1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,084,245	1,048,020	36,225			1,083,195	1,050
		保険料					790,342	
		特別徴収保険料現年度分					525,484	
		普通徴収保険料現年度分					263,858	
		普通徴収保険料滞納繰越分					1,000	
		繰入金					292,853	
		保険基盤安定繰入金					292,853	

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬	393	一般管理費	9,414	
8 旅費	46			
10 需用費	63			
11 役務費	6,300			
12 委託料	68			
13 使用料及び賃借料	294			
18 負担金、補助及び交付金	2,250			
10 需用費	515	徴収費	4,028	
11 役務費	3,481			
18 負担金、補助及び交付金	32			
18 負担金、補助及び交付金	1,084,245	保険料納付金	791,392	
		保険基盤安定納付金	292,853	

004 後期高齢者医療事業特別会計

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
3	保健事業費	1,247	1,247	0			1,247		
	1	特定健康診 査等事業費	1,247	1,247	0			1,247	
	1	特定健康診 査等事業費	1,247	1,247	0			1,247	
		繰入金					797		
		事務費繰入金					797		
		諸収入					450		
		京都府後期高齢者医療広域連合健康診査事業費補助金					450		

4		公債費	40	40	0			40	
	1	公債費	40	40	0			40	
	2	利子	40	40	0			40	
		繰入金					40		
		事務費繰入金					40		

5		諸支出金	2,510	2,510	0			2,510	
	1	償還金及び 還付加算金	2,510	2,510	0			2,510	
	1	保険料還付 金	2,500	2,500	0			2,500	
		諸収入					2,500		
		保険料還付金					2,500		
	2	還付加算金	10	10	0			10	
		諸収入					10		
		還付加算金					10		

6		予備費	516	914	△398				516
	1	予備費	516	914	△398				516
	1	予備費	516	914	△398				516

節		説明
区分	金額	
11 役 務 費	9	短期総合機能検査事業
12 委 託 料	1,238	
		1,247

22 償還金、利子 及び割引料	40	一時借入金利子
		40

22 償還金、利子 及び割引料	2,500	保険料還付金
		2,500
22 償還金、利子 及び割引料	10	還付加算金
		10

		予備費
		516

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員

(単位:千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
本年度	(4)	393			393		393	
前年度	(4)	442			442		442	
比 較		△ 49			△ 49		△ 49	

※ () 内は短時間勤務職員(外書き)

職員 手当等 の内訳	区 分	初任給 調整手当	通勤手当	特殊勤 務手当	時間外・休 日勤務手当	夜間勤 務手当	宿日直 手当	期末手当	勤勉手当	退職手当 (負担金)	合計
	本年度										0
	前年度										0
	比 較										0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位:千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備考
職員手当等		制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分		

議案第39号

令和8年度

後期高齢者医療事業特別会計

予算説明資料

京都府 京丹後市

令和8年度京丹後市後期高齢者医療事業特別会計 予算説明資料

◇◇ はじめに ◇◇

後期高齢者医療制度は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年4月に創設されました。この制度は、2年間で1期として運営されるため、令和8年度は10期目の1年目の事業運営期間となります。

また、保険者である「京都府後期高齢者医療広域連合」は、第5次広域計画の期間を令和6年度から令和9年度とし、「健全な財政運営」、「医療費適正化の推進」、「保健事業の推進」等を重点に置いています。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方全員と65歳から74歳の一定の障害のある方を被保険者（対象者）とする医療保険で、京都府内の全ての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となっており、京都府全体の後期高齢者医療被保険者数は、令和8年1月末で438,248人であり、京丹後市の被保険者数は11,502人で、全体の約2.6%となっています。

令和8年度は団塊の世代が75歳年齢に到達し、被保険者数は緩やかに増加する見込みです。

医療費の自己負担は、一般の方は1割負担、一定以上所得のある方は2割負担、現役並み所得のある方は3割負担となります。

後期高齢者医療制度の運営は、患者負担を除いた費用について、次の費用負担により運営されます。

保険料 + 支援金		公費負担		
保険料 （75歳以上等の加入者が負担）	後期高齢者支援金 （74歳以下の現役世代が、それぞれの 医療保険を通じて負担）	国庫 負担 （4/12）	都道府県 負担 （1/12）	市町村 負担 （1/12）
広域連合が賦課、市町村が徴収し、 広域連合へ納付。	各医療保険者が支援金を徴収し、診療報酬 支払基金を経由して、広域連合へ交付。	国・都道府県・市町村が負担割合に応じて、 広域連合へ支出。		

■ 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに算定されることになっています。第10期（令和8・9年度）保険料では、国がすすめる全世代対応型の持続可能な社会保障制度の一環として、少子化対策に受益を有する全世代が子育て世代を支える新たな仕組みとして、医療保険の保険料と併せて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が施行されます。

令和8年度・令和9年度の京都府後期高齢者医療広域連合の保険料率は、以下のとおり決定されました。

		令和8・9年度	令和6・7年度	増 減	
保険料率	医療分	均等割額	59,590円	56,340円	3,250円増加
		所得割率	10.15%	10.95% ・令和6年度は激変緩和措置により10.11% ※年金収入 221万円(旧ただし書き所得 58万円)相当までの方が激変緩和措置の対象	0.8ポイント減少
		賦課限度額	85万円	80万円 ・令和6年度は、激変緩和措置により73万円 ※新たに75歳に到達する方の限度額は80万円	5万円増加
	子ども・ 子育て 支援金分 【新設】	均等割額	1,350円 ・令和8年度の額	なし	1,350円皆増
		所得割率	0.25% ・令和8年度の率	なし	0.25ポイント皆増
		賦課限度額	2.1万円 ・令和8年度の額	なし	2.1万円皆増

■ 保険料の軽減対策

後期高齢者医療制度を円滑に運営するため、保険料軽減対策が行われます。

○ 均等割の軽減

総所得金額【被保険者全員＋世帯主】が以下の基準を超えない世帯

【7割軽減】=基礎控除額【43万円】+10万円×(給与所得者等の数-1)を超えない世帯

※国の交付金によりさらに0.2割の減額が行われるため7.2割軽減(医療分のみ)となる

【5割軽減】=基礎控除額【43万円】+10万円×(給与所得者等の数-1)+31万円×(被保険者の数)を超えない世帯
(令和7年度は30.5万円)

【2割軽減】=基礎控除額【43万円】+10万円×(給与所得者等の数-1)+57万円×(被保険者の数)を超えない世帯
(令和7年度は56万円)

○ 被用者保険被扶養者の軽減

会社の健康保険、協会けんぽ、公務員の共済組合など被用者保険の被扶養者として加入されていて、これまで保険料を負担していなかった方については、当分の間所得割はかからず、資格取得後2年間は、均等割が5割軽減となっています。

【保険料の納付方法の選択性】

年金からの天引き(特別徴収)となる方は、口座振替(普通徴収)による納付を選択することができます。

■ 歳入歳出予算の概要

令和8年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ11億200万円を計上しています。

歳入では、市町村が徴収する後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金として、資格確認書の発行や徴収事務に係る事務費、保険料の軽減に対応する保険基盤安定繰入金を計上しています。

歳出では、一般管理費及び徴収費の事務費及び京都府後期高齢者医療広域連合への納付金を計上しています。

■ 歳入の主な状況

後期高齢者医療事業特別会計の歳入は、次の表のとおりです。

特別徴収保険料 年金からの天引き 広域連合が賦課 京丹後市が徴収 広域連合へ納付	普通徴収保険料 納付書、口座振替 広域連合が賦課 京丹後市が徴収 広域連合へ納付	保険基盤安定 繰入金 市負担分 1/4 府負担分 3/4 一般会計から繰入 広域連合へ納付	事務 費 繰 入金	手 数 料	諸収入	
					延滞 金 加 算 金	雑 入

01 保険料

01 特別徴収保険料

【本年度予算額 525,484千円 / 前年度比 28,060千円増】

02 普通徴収保険料

【本年度予算額 263,858千円 / 前年度比 3,906千円増】

令和8年度は現年度分7億8,934万2千円、滞納繰越分100万円を計上しています。

また、現年度分に係る徴収方法は、年金からの特別徴収を66.4%、納付書・口座振替等による普通徴収を33.6%と見込んでいます。

03 繰入金

01 事務費繰入金

【本年度予算額 14,050千円 / 前年度比1,114千円減】

一般管理費等分 9,225千円 徴収費分 4,028千円 人間ドック分 797千円

02 保険基盤安定繰入金

【本年度予算額 292,853千円 / 前年度比 4,259千円増】

保険料の軽減総額を2億9,285万3千円と見込み、京都府(3/4)と京丹後市(1/4)の保険基盤安定負担金を一般会計から繰入れます。

○ 京都府負担分 292,853千円×3/4=219,640千円

○ 京丹後市負担分 292,853千円×1/4=73,213千円

■ 歳出の主な状況

01 総務費

【本年度予算額 13,442千円 / 前年度比 4,827千円減】

総務費は、1,344万2千円で後期高齢者医療事業を運営するための事務費用を計上しています。

01 総務管理費

資格確認書等の交付に必要な経費 9,414千円

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方へは「資格確認書」、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしている方へは「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。

02 徴収費

保険料徴収に係る経費 4,028千円

※7月に保険料の賦課決定をし、保険料決定通知書を被保険者へ送付します。

※普通徴収の方は、7月から翌年3月までの9期納付となります。

特別徴収の方は、4・6・8月の年金から仮徴収、10・12・2月の年金で精算徴収を行います。

02 後期高齢者医療広域連合納付金

【本年度予算額 1,084,245千円 / 前年度比36,225千円増】

後期高齢者医療広域連合納付金は10億8,424万5千円を計上し、徴収した保険料と保険基盤安定負担金を広域連合へ納付します。

<単位:千円>

区 分					本年度 予算額
款	項	目	事業		
2 広域 連合 納付 金	1 広域 連合 納付 金	1 広域 連合 納付 金	1 保険料納付金	特別徴収保険料納付金	525,484
				普通徴収保険料納付金	265,908
			2 保険基盤安定納付金	京都府負担分	219,640
				京丹後市負担分	73,213
			合 計		

03 保健事業費

01 特定健康診査等事業費

【本年度予算額 1,247千円 / 前年度比 増減なし】

後期高齢者医療被保険者を対象とした、短期総合機能検査（人間ドック）事業を実施します。